長岡市告示第７５号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者が長岡市越路体育館の管理及び運営に関し必要な事項を定めたので、長岡市体育館条例（平成元年長岡市条例第２０号）第１４条第２項の規定により告示します。

令和６年３月７日

長 岡 市 長　　磯　田　達　伸

１　開館時間
午前８時３０分から午後１０時まで

２　休館日
１２月２８日から翌年の１月４日までの日

３　開館時間及び休館日を定める期間
令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まで